35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第４号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

（備考）

１．③及び④は法第３条第３項第７号の３に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を受託している場合に限り記載すること。

２．直近の11月末の状況について記載すること。

３．実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。

４．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

21．年齢及び企業型年金加入者掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（　　）　簡易企業型年金に該当するか（　）

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
0円							